

特別職に属する常勤の職員の給与に関する条例新旧対照表

現行	改正案
<p>第1条～第4条 省略 付 則</p> <p>1 省略 (給料月額の特例)</p> <p>2 令和元年10月分から令和5年7月分までの特別職に属する常勤の職員の給料月額は、別表の規定にかかわらず、同表に規定する額に市長にあつては100分の80を、副市長にあつては100分の85を乗じて得た額とする。</p> <p style="text-align: center;">以下省略</p>	<p>第1条～第4条 省略 付 則</p> <p>1 省略 (給料月額の特例)</p> <p>2 令和元年10月分から令和5年7月分までの特別職に属する常勤の職員の給料月額は、別表の規定にかかわらず、同表に規定する額に市長にあつては100分の80を、副市長にあつては100分の85を乗じて得た額とする。</p> <p>3 <u>前項の規定にかかわらず、令和2年7月分から令和3年6月分までの特別職に属する常勤の職員の給料月額は、同項の規定中「100分の80」とあるのを「100分の75」と、「100分の85」とあるのを「100分の80」と読み替えて適用し、算定した額とする。</u> (期末手当の特例)</p> <p>4 <u>令和2年6月に支給する特別職に属する常勤の職員の期末手当の額は、第4条第2項の規定にかかわらず、同項に規定する額に100分の95を乗じて得た額とする。</u></p> <p style="text-align: center;">以下省略</p>

三田市教育委員会教育長の給与等に関する条例新旧対照表

現行	改正案
<p>第1条～第6条 省略 付 則</p> <p>1 省略 (給料月額の特例)</p> <p>2 令和元年10月分から令和4年2月分までの教育長の給料月額は、別表の規定にかかわらず、同表に規定する額に100分の90を乗じて得た額とする。</p> <p style="text-align: center;">以下省略</p>	<p>第1条～第6条 省略 付 則</p> <p>1 省略 (給料月額の特例)</p> <p>2 令和元年10月分から令和4年2月分までの教育長の給料月額は、別表の規定にかかわらず、同表に規定する額に100分の90を乗じて得た額とする。</p> <p>3 <u>前項の規定にかかわらず、令和2年7月分から令和3年6月分までの教育長の給料月額は、同項の規定中「100分の90」とあるのを「100分の85」と読み替えて適用し、算定した額とする。</u> (期末手当の特例)</p> <p>4 <u>令和2年6月に支給する教育長の期末手当の額は、第3条の規定にかかわらず、同条に規定する額に100分の95を乗じて得た額とする。</u></p> <p style="text-align: center;">以下省略</p>